

令和6年（ネ）第110号損害賠償請求控訴事件に係る 判決言渡しについて

令和6年（ネ）第110号損害賠償請求控訴事件（令和6年1月31日控訴、原審：佐賀地方裁判所武雄支部令和4年（ワ）第65号）について、第1回控訴審口頭弁論（令和6年5月23日）を経て、本日（令和6年7月4日）、判決言渡しがありましたので、その結果を下記のとおりお知らせいたします。

記

- ・判決主文：本件控訴を棄却する。控訴費用は、控訴人の負担とする。
 - ・市長コメント：本市の主張が認められたものと認識しております。今後も引き続き、必要な受動喫煙防止対策を講じてまいります。
- * 訴えの概要：被控訴人（武雄市）が市役所敷地内に設置する屋外喫煙所について、公の営造物の設置又は管理の瑕疵があり、たばこ煙による健康被害を被ったとして、被控訴人に対し国家賠償法第2条第1項の規定に基づき慰謝料3,000円の賠償請求をするもの。

— 本件に関するお問い合わせ先 —

武雄市総務部財政課	TEL 0954-23-9320
武雄市総務部総務課	TEL 0954-23-9315